

## 【事案Ⅱ-5】入院・通院共済金請求

- ・ 平成 22 年 8 月 9 日 裁定申立受理
- ・ 平成 23 年 11 月 7 日 裁定終了

### <事案の概要>

通院の状態が、規約に定める「災害通院共済金」に該当するとして、通院共済金 27 万円および遅延損害金の支払いを求め申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

次の点から通院共済金 27 万円および遅延損害金の支払いを求める。

- (1) A 整骨院での治療は、すべて院長の指示のもと、予約診療で通院が決められ、患者の判断にて通院できる状況ではない。医学的他覚的所見として、初診時、著大な膨張、圧痛、熱感があり、最終治療時点（平成 22 年 3 月 12 日）にてやや歩行時痛が残存すると診断されていた。
- (2) B 整骨院でも、すべて指示による治療が行われ、予約治療がされた。受傷後、3 か月経過するも、足関節・指関節の疼痛、伸屈時の制限著明のためと明確な医学的他覚的所見があった。
- (3) 被申立人は、治療期間をほぼ 1 か月と認定しているが、根拠は極めて薄弱であり、委託調査会社の恣意的・作為的報告書により認定したものである。
- (4) 申立人の医療照会によると、A 整骨院・B 整骨院長とも必要な治療であったことを認めている。

### <共済団体の主張>

本件申し立てを棄却する、との判断を求める。

- (1) A 整骨院における初診時の主要症状については、画像等の検査は実施されておらず、症状を裏付ける他覚的所見は証明されていない。本件事故の妥当な治療見込期間については、被申立人顧問医師の見解含めて約 1 か月間が妥当であると判断している。
- (2) B 整骨院での通院期間についても「本件傷病の程度から 2 週間ぐらいの加療」と院長は回答している。
- (3) 被申立人顧問医師の所見によれば「本件は臨床的に 1～2 週間程度の加療期間が妥当である」との見解である。
- (4) したがって、約款の「被共済者が、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以後の通院、および医師または歯科医師が通院しなくてもさしつかえないと認定したとき以後の通院については、第 2 項の通院日数に含めない。」に該当する通院と判断した。
- (5) 調査会社は被申立人が業務委託した会社であり、当該接骨院等の院長との面談による確認事項について、恣意的・作為的な行為はしていない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議したが、被申立人が申立人に申立金額を支払ったことから、申立人の請求は既に履行されているため申立ては認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。